

平成21年度

電波遮へい対策事業費等補助金  
(うち 暫定的難視聴対策事業 (受信対策事業))

## 公 募 要 領

平成21年7月

総務省 情報流通行政局

## 目 次

1	事業の目的・補助対象事業について	1
2	採択決定後の措置について	3
3	応募の要件及び審査の内容について	4
4	応募書類の提出及び結果通知等について	5
※	提出書類様式	8
※	(別添)「暫定的難視聴対策事業」の運用について	

## 1 事業の目的・補助対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送については、2011年7月24日までに地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送へ完全に移行します。

これを実現するためには、テレビジョン放送を受信するすべての皆様に地上デジタル放送への対応方法等を十分ご理解いただくとともに、その準備として受信環境の整備を着実に行っていただくことが必要であり、総務省では様々な施策を講じているところです。

一方、総務省とNHK及び民間放送事業者の三者で構成する全国地上デジタル放送推進協議会が平成20年6月30日に公表した市町村別ロードマップによると、アナログ放送終了時におけるデジタル放送の難視聴世帯は、デジタル混信による難視聴世帯とあわせ、最大で35万世帯に及ぶものとシミュレーションしており、情報通信審議会第5次中間答申(20.6.27)及び第6次中間答申(21.5.25)においては、このような難視聴世帯に対処すべく、衛星利用による暫定的な難視聴対策(以下「暫定的難視聴対策事業」という。)の実施が提言されているところです。また、総務省では平成21年度予算において、この暫定的難視聴対策事業の実施団体に支援を行うこととしたところです。

当該暫定的難視聴対策事業のうち、「送信・利用者管理事業」については、社団法人デジタル放送推進協会(以下「Dpa」という。)が実施団体として事業を行う運びとなっているところですが、本公募対象となる事業は、暫定的難視聴対策事業のうち、Dpaが行う放送の利用者のうち、現に地上アナログテレビ放送を視聴している世帯であってDpaが行う放送の受信設備を有しない世帯に対して、当該放送の受信を可能とする設備整備(受信機器については貸与する場合に限る。)を行う者に対して支援を行い、暫定的難視聴対策の円滑な実施を行うことを目的とするものです。

### (2) 補助対象事業

ア 本事業は、「電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。)」に基づく「暫定的難視聴対策事業」のうち「受信対策事業」であって、次に示すすべての業務を行う事業が補助対象となります。

- ① 「送信・利用者管理事業」の実施団体が実施することとなるBSデジタル放送の利用対象世帯のうち、当該放送の受信を可能とする受信設備整備が必要な世帯に対し、無償により当該整備支援(BSデジタルチューナーについては貸与)を実施する業務
- ② ①の業務を行うため、別途「送信・利用者管理事業」の実施団体及び総務省を通じて公表することとなる暫定的難視聴対策の対象地区内の居住世帯等に対し、暫定的難視聴対策事業の制度説明等の周知を行う業務

- ・本業務に関し、総合通信局の管轄区域単位となる10ブロック（沖縄地区については九州ブロックに含むものとする。）に、総合通信局等関係機関との連携を保持するための担当要員を置くことを予定して下さい

③ ①の業務に用いる貸与物品の管理を行う業務

- ・貸与物品の管理は、貸与の日から最長で平成27年3月末までとなるものであることを予定して下さい
- ・貸与物品については、明らかに暫定的難視聴対策事業による物品であることが分かるようにすることを予定して下さい

イ 本事業については、上記の他、別添「暫定的難視聴対策事業」の運用について」中、「Ⅲ 受信設備整備支援の指針」を参考として下さい。

ウ その他

本事業を実施する上で、受信設備整備を希望する世帯からの工事申込等について、全国統一的な問い合わせ窓口（コールセンター）が必要となりますが、当該窓口機能は「送信・利用者管理事業」の実施団体に設けられるものとして下さい。

なお、工事日程の調整等、申込者との直接工事に係る連絡等対応は、本事業の実施団体が担当することとなります。

このため、本事業の実施に当たっては、「送信・利用者管理事業」の実施団体との密接な連携体制を確保した事業実施となることを予定して下さい。

(3) 事業規模

385,238千円

なお、本事業については、国庫債務負担行為（財政法（昭和22年法律第34号）第15条）により平成25年度までの5年間で、平成21年度事業の経費に係る補助金を支払います。事業に必要な経費に有利子の資金を充てた場合は、年利1.5%を限度とする利子支払い額についても補助の対象とします。

(4) 補助率

定額

(5) 補助事業の期間

交付決定日から平成22年3月31日までとします。

なお、応募に当たっては、本年9月から事業を開始し、所要の体制整備等の準備を行った上、平成22年1月から(2)アの業務が開始されるものとして提案願います。

また、別添「暫定的難視聴対策事業」の運用について」を参考とし、複数年（複数年度）の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

(6) 補助金の交付の対象となる経費

- ・以下に具体的な経費の費目を示します。
- ・各経費の単価等については、応募者における各種規程類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

補 助 対 象 経 費	
経費の区分	内 容
(1) 受信設備整備・貸与事業費	人工衛星による地上デジタルテレビ放送の再放送の受信を可能とする設備整備に必要な経費
(2) 事務費	受信対策事業の実施に附帯して必要な最低限の事務費 ((1)及び(2)に掲げる経費に有利子の資金が当てられた場合の利子支払額を含む)

※ 本事業に係る対策対象世帯数については、本年度 3,800 件程度を想定の上、対策処理件数に見合う 1 件当たりの処理単価及び総経費、事業全体統括のための必要経費及び附帯する事務費等の積算を行ってください。

(7) 事業実施に当たっての留意事項

① 個人情報の管理について

本事業の実施により得た個人情報の取扱いに特段の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備してください。具体的には、以下のとおりとします。

- ・秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること。
- ・管理者が常に明確であり、定期的な部内チェック等を行うこと。
- ・事業に関わる関係者向け、ガイドラインの策定等による啓発を行うこと。

② 本事業の実施に当たり、必要に応じ、交付要綱に基づき実施される「地上デジタル放送送受信環境整備事業」による他事業実施団体との連携が生じます。

2 採択決定後の措置について

(1) 公募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の審査の結果、交付要綱に基づく審査結果及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただけます。本公募により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定され

るわけではありませんので、ご注意ください。

## (2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、平成25年度までの精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います（補助金の額の確定等に係る現地調査等）。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした応募をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得たうえで、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用（支払行為）の発生を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われることもあります（概算払い）。

## (3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく若しくはインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに、効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承ください。

## (4) その他

- ・補助金の交付の対象となる経費は、平成21年度内に発生・終了（発注から支払いまで）する費用に限られます。
- ・補助金の交付の対象となる経費は、本件提案の結果による採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業に要する経費がとなるため、交付決定日の以前に発生した費用（発注を含む。）は、補助対象費用とはなりません。
- ・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者には帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取扱に係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。  
機器・物品等の購入等に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託した場合には交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。

### 3 応募の要件及び審査の内容について

#### (1) 応募の要件

- ① 法人格を有する団体及びその連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）であること。
- ② 本事業を実施するに足りる体制を整えられること（全国規模での実施体制、個人情報管理の管理体制、資金管理体制等）。

#### (2) 採択の審査事項等

##### ① 基本的事項の審査

###### ア 補助事業者としての適格性

応募者が当該補助事業の実施機関として適格な団体であるか。

###### イ 補助事業の実施体制

応募者に本事業を実施するための人材や組織体制があるか。

###### ウ 補助事業の事業計画

応募者が提示する事業計画の内容が妥当なものであるか。

###### エ 財政的基礎

応募者に本事業を実施するための財政的基礎があるか。

###### オ 補助対象経費等の審査

応募者が提示する補助対象経費等の内容が妥当なものであるか。

##### ② 事業内容に関する審査

###### ア 本事業の実施において、全国で総合通信局、総務省テレビ受信者支援センター、放送事業者、地方公共団体等関係機関・団体との連携体制が確保できるか。

特に、本事業の性格上、「送信・利用者管理事業」実施団体との密接な連携体制が確保できるか。

###### イ 本事業の実施において、全国で等しく安定的、効率的かつ確実に行えるか。

###### ウ 本事業の実施に当たり資金管理を確実に行えるか。

###### エ 本事業の実施に当たり有効な提案、工夫が施されているか。

###### オ 本事業の実施に当たり、経費の内容が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

### 4 応募書類の提出及び結果通知等について

#### (1) 受付期間

平成21年7月6日（月）～7月27日（月）17時必着

#### (2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本1部、副本1部（正本をコピーしたもの）の計2部を封筒に入れ、封筒表面に「暫定的難視聴対策事業（受信対策事業）に関する応募書類在中」と朱書きの上、上記期間までに総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室まで提出してください（下記（4）の項参照）（FAX、e-mailによる提出は受け付けません。）。

なお、提出書類等は返却しません。

### （3）提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

総務省 情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

電話：（代表）03-5253-5111（内線5949）、直通）03-5253-5949

### （4）提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成21年度中に支出される経費を記載してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4版、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。

なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

#### <提出書類一覧>

提出書類	書類名	様式名
<input type="checkbox"/>	応募書類	応募様式
<input type="checkbox"/>	事業計画書	別紙1

	<input type="checkbox"/> 提案内容説明書	別紙 2
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙 3
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙 4
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画（スケジュール）	別紙 5
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（パンフレットなど） <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書（1年分） <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他応募の要件を満たすことを証する書類	

注) 提出書類及び添付資料は、正・副各1部を提出してください。また、連携主体にあつては、事業計画書中「1 応募者の概要」及び添付書類を構成団体すべてについて提出してください。

(5) 採択件数

採択候補が複数ある場合には、外部有識者からの意見を踏まえ、その中で最も優れた1件を採択案件として決定いたします。

(6) 採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後、地上放送課デジタル放送受信推進室から速やかに通知します。

※ 採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

※ 公募申請における事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますので予めご了承ください。

(7) 公募スケジュール

7月 6日（月）～7月27日（月）	受付期間
7月28日（火）～	採択審査
7月～8月	採択決定（交付申請、交付決定）

(以上)

# (提出書類 様式)

応募様式

平成 年 月 日

総務大臣 殿

申請者 法人の住所、氏名及び  
その代表者の氏名(※)

印

平成21年度電波遮へい対策事業費等補助金  
(うち 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業))の応募について

平成21年度電波遮へい対策事業費等補助金(うち 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業))について、下記のとおり応募します。

記

1 提案事業名

2 補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金交付申請額 円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

※ 連携主体にあつては「連携主体(〇〇(法人名)、〇〇、・・・〇〇)代表  
代表者 印」  
と記載すること。

別紙1

事業計画書

1 応募者の概要

企業・団体名		
所在地		
設立年月日		
代表者の役職及び氏名		
人員	人	
現在の活動内容		
直近1事業年度の決算(※)	( )年度決算 ( )年( )月～( )年( )月	
	収入の部	円
		円
		円
		円
		円
	合計	円
	支出の部	円
		円
		円
合計		円

(※) 直近の決算書類から経常収支に係る事項について掲載すること。

## 2 事業内容等

提案事業の名称
提案事業の概要について
提案事業の実施体制図
放送分野の事業実績

別紙2

提 案 内 容 説 明 書

名 称	
申請者	
1 提案の背景	
2 事業の目的	
3 事業の実施体制等	
(1) 事業の実施体制	
(2) 事業の内容	
4 事業の実施計画	
(1) 実施項目の詳細	
(2) 事業実施計画（スケジュールの詳細は別紙5の様式による。）	
(3) 22年度以降の計画（計画を有する場合に記載。）	

## 別紙3

## 経費配分書

(単位：千円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
暫定的難視聴対策事業のうち、受信対策事業	受信設備整備・貸与事業費		
	事務費		
合計			

※ 事業に必要な経費に有利子の資金を充てる場合の利子支払い額は補助の対象となりますが、本様式には当該利子支払額は計上しないでください。

## 別紙4

## 補助対象経費額内訳表

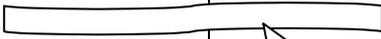
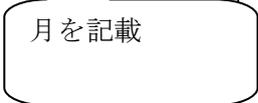
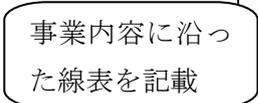
(単位：千円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳を記載すること。	金額
受信設備整備・貸与事業費		
事務費		
合計		

別紙5

事業実施計画（スケジュール）

事業の開始から平成21年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って月単位の線表等で記載してください

事業内容	○月	〃	〃	22年3月
			 <p>月を記載</p>  <p>事業内容に沿った線表を記載</p> 	

※公募要領1（5）に基づく事業の期間を前提とした計画線表を作成すること。

(別添)

# 「暫定的難視聴対策事業」の運用について

(暫定的難視聴対策（受信対策事業）公募要領 参考資料)

総務省 情報流通行政局

## 目 次

I	基本的事項	1
	1. 事業の目的	
	2. 使用する衛星等	
	3. 放送する番組	
	4. 事業の実施期間	
	5. スクランプルの扱い	
	6. 利用対価の扱い	
II	利用の指針	2
	1. 利用できる方	
	2. 世帯・非世帯の扱い	
	3. 利用の申込み	
	4. 視聴できる番組	
	5. 視聴できる期間	
	6. 視聴できる受信機器の数	
	7. 利用手続き等	
III	受信設備整備支援の指針	3
	1. 支援対象者の範囲	
	2. 支援の申込み	
	3. 支援の内容	
	4. 貸与受信機の扱い	
4	特 例	4
	1. NHKのアナログ難視聴地区の扱い	
	2. 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い	
	3. 外海離島(小笠原及び南北大東地区)の扱い	

## 「暫定的難視聴対策事業」の運用について

### I 基本的事項

#### 1. 事業の目的

暫定的難視聴対策事業は、地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への全面移行の際、アナログテレビ放送が視聴できている方で、アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日までに、地上系の放送基盤によりデジタルテレビ放送が送り届けられない方々に対し、地上系の放送基盤による恒久的な対策が実施されるまでの間、それまでに視聴していたアナログテレビ放送に相当する放送について、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再送信（再放送）による放送の視聴に移行していただき、テレビを視聴できないという事態を回避することにより、円滑なデジタル化移行に資することを目的とします。

#### 2. 使用する衛星等

暫定的難視聴対策事業を実施するための放送衛星局は、チャンネル番号17を使用する受託国内放送を行う放送衛星局とし、実施主体となる委託放送事業者は、当該放送衛星局の免許を受けた受託放送事業者から、受託放送役務の提供を受けて放送を行います。

#### 3. 放送する番組

- (1) 同時再送信する放送番組は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7つの地上デジタル放送番組です（NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとなります。）。
- (2) 一の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送の同時再送信となります。
- (3) 同時再送信は、標準画質で字幕放送付与可能な放送（EPG（電子番組表）は番組名のみを表示。データ放送はなし。）となります。

#### 4. 事業の実施期間

- (1) 同時再送信の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月末までです。
- (2) 受信設備整備支援については、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了（平成23年7月24日）までです。

#### 5. スクランプルの扱い

放送番組にはスクランブル（暗号化による視聴制御）を施して放送し、利用者は、利用の申込みを行い、利用が承諾された場合にスクランブルが解除され、視聴が可能となります。

#### 6. 利用対価の扱い

受信設備整備支援を含め、利用者に固有の利用料又は対価を求めません。

## II 利用の指針

### 1. 利用できる方

利用対象者は、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会において取りまとめ、公表される予定の、利用対象地区等が示されたリスト（ホワイトリスト※）に掲載された地区にお住まいの方々です。

#### ※「ホワイトリスト」

1 ホワイトリストには、以下の区分ごとに、利用対象地区（地図を含む）、視聴できる番組等、暫定的難視聴対策事業に必要な事項が掲載されます。

- ① デジタル放送難視聴地区リスト
- ② 改修困難共聴リスト
- ③ デジタル放送混信地区リスト
- ④ 特別な対策地区リスト

利用対象地区は、アナログ放送が視聴できていたにもかかわらず、デジタル放送（民放キー局の系列に属さない独立した地域民放局の放送を除く。）が視聴できない地区のうち、暫定的難視聴対策事業の終了までの間で、地上系の放送基盤（中継局、共同受信施設等）による対策が実施される地区となります。

2 ホワイトリストは、平成22年1月に初版が公表される予定で、その後、定期的に更新されます。

3 ホワイトリストには、特例として暫定的難視聴対策事業の対象となる、NHKアナログ難視聴地区は含まれません。

### 2. 世帯・非世帯の扱い

利用対象者には、対象地区にある個別世帯のほか、事業所等の非世帯施設も含まれます。

### 3. 利用の申込み

(1) 同時再送信の利用については、利用対象者からの利用申込みが必要です。

(2) 利用申込みの受付期間は、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了（平成23年7月24日）までです。

なお、受付期間終了後であっても、ホワイトリスト地区に転入された方については、利用申込みを受け付けます。

### 4. 視聴できる番組

(1) ホワイトリストに掲載された番組となります。

(2) 視聴することができる番組の基準は、次の考え方によります。

ア 基本的に、ホワイトリストの地区ごとに、視聴できない系列局の放送番組に該当する番組を視聴することができます。

イ ただし、地上系の放送基盤での対策内容やその他の地域事情により、視聴できない系列局の放送番組以外の放送番組も含めることが合理的である場合には、その内容をホワイトリストに掲載した上で、視聴できるものとします。なお、NHKの放送番組（NHK総合及び教育）については、すべての地区において視聴することができます。

ウ クロスネット局の場合は、該当する系列局の放送番組を視聴することができます。

## 5. 視聴できる期間

地上系による恒久的な対策が完了した後、一定の期間（最大7か月程度）を経た段階で、視聴できる期間が終了します。

## 6. 視聴できる受信機器の数

一世帯当たり最大受信機器3台までとします。

ただし、非世帯の場合であって、実態として3台を超える受信機器の利用が必要と認められる場合には、3台を超える受信機器での視聴を可能とします。

## 7. 利用の手続き等

(1) 利用を希望する方は、実施主体に対して利用申込みを行う必要があります。

(2) 実施主体は、利用申込みの内容（住民票等による本人確認を含みます。）とホワイトリストとの照合確認により、利用を承諾するかどうかを決めます。ホワイトリストに掲載された地区にお住まいでない場合等、利用をお断りさせていただくこととなります。利用の諾否については、申込者に直接、書面でお知らせします。

(3) 利用者が、利用期間の途中でホワイトリストに掲載された地区以外の場所に転居した場合等には、実施主体にその旨連絡していただきます。

(4) 実施主体は、利用者情報（受信設備整備支援内容を含む。）を個別に管理します。このために、必要に応じて、利用者に報告をお願いする場合があります。

(5) 実施主体は、利用手続き等により得た利用者の個人情報については、個人情報保護法に則って適切な取扱いを行います。

なお、実施主体は、放送事業者等関係機関に対し、当該個人情報の提供を行うことができることとします。

## Ⅲ 受信設備整備支援の指針

### 1. 支援対象者の範囲

(1) 受信設備整備の支援を受けられるのは、同時再送信の利用手続きを完了した利用者のうち、現にBSデジタル放送の受信設備を有していない世帯となります。

なお、受信設備整備支援は、支援対象者が日常的に居住している家屋に置かれている設備に限り、別荘等は含みません（住民票等をもって確認します。）。

(2) アナログ放送終了（平成23年7月24日）後に、ホワイトリストに掲載された地区に転入して来た方は、受信設備整備支援の対象ではありません。

(3) 事業所等の非世帯施設については、受信設備整備支援は行いません。

## 2. 支援の申込み

- (1) 受信設備整備支援を受けるためには、支援対象者からの申込みが必要です。
- (2) 申込みの受付期間は、原則としてホワイトリストの公表からアナログ放送終了(平成23年7月24日)までです。  
ただし、地域ごとに特定の期間を設定する場合があります。

## 3. 支援の内容

- (1) B Sデジタル対応チューナーの貸与  
B Sデジタル対応の受信機器を現に有していない場合は、B Sデジタル対応チューナー1台を実施主体から利用者に貸与します。
- (2) 受信アンテナ(パラボラアンテナ)その他の工事  
受信アンテナ(パラボラアンテナ)を現に有していない場合は、アンテナ設置及び配線等の工事を行います(現物給付)。
- (3) (2)の工事内容は、同時再送信(B Sデジタル放送)を視聴するために必要な最小限の初期工事とし、具体的な工事内容は、実施主体において現地確認を行った上、実施主体が作成する基本仕様に基づいた工事となります。  
なお、共同受信方式による工事も対象となります。
- (4) 支援は、貸与及び初期工事の両方について1回限りとし、利用期間内に不具合等があった場合には、利用者により対処していただきます。

## 4. 貸与受信機等の扱い

- (1) 貸与受信機(B Sデジタル対応チューナー)は実施主体の財産に帰属します。
- (2) 利用者には、貸与受信機、及び受信設備整備支援により得たその他の設備を、善良なる管理者の注意をもって利用・管理していただきます。

## IV 特 例

### 1. NHKのアナログ難視聴地区の扱い

NHKのアナログ難視聴地区については、暫定的難視聴対策事業の対象とし、当該地区の視聴者からの申込みにより、同時再送信されるNHK総合及び教育の番組を視聴することができます。ただし、受信設備整備支援の対象にはなりません。

### 2. 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い

#### (1) 徳島県・佐賀県の特例

ア 民放1波地区である徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、アナログ放送において日常的に視聴されていた区域外波※(民放キー局の系列に属さない独立した県域民放局の放送を除きます。)についても、当該デジタル波が視聴できなくなった場合は、暫定的難視聴対策事業の対象となります。

#### ※区域外波

地上系テレビ放送は、県域放送を原則として同一の放送を同時に受信できる一定の区域(放送対象地域)ごとに放送局が開設されていますが、区域外波とは、他の放送対象地域にある放送局の放送波が地域を超えて到来している状態のものを言います。

イ 区域外波については、事業実施に当たって以下の特例によります。

- ① 視聴することができる番組は、視聴できない系列局の放送番組に該当する番組が基本となりますが、地区ごとに、受信困難の状況等を踏まえ、別途、全国地上デジタル放送推進協議会において検討し、ホワイトリストに掲載することとします。
- ② 受信設備整備支援の対象にはなりません。

#### (2) 区域外波に依存している地区の特例

瀬戸内海の島しょ部など、地理的条件によりアナログ放送において区域内波が難視聴のため、区域外波の視聴が常態化している地区において、当該デジタル波が視聴できなくなった場合は、暫定的難視聴対策事業の対象になります。

事業実施の特例は、上記(1)のイと同様とします。

#### 3. 外海離島(小笠原及び南北大東地区)の扱い

- (1) 地元自治体を中心としたデジタル放送番組の伝送方法等の恒久的な対策の検討状況により、その扱いを全国地上デジタル放送推進協議会において決定し、暫定的難視聴対策事業の対象とする場合はホワイトリストに掲載することとします。
- (2) その決定に当たっては、暫定的難視聴対策事業の終了期限までに恒久的な対策が実施される場合には、地元自治体等の要請により、暫定的難視聴対策事業の対象とすることを前提とします。ただし、受信設備整備支援の対象にはなりません。